

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 意見表明報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年4月21日 |
| 【報告者の名称】 | ソレキア株式会社 |
| 【報告者の所在地】 | 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号 |
| 【電話番号】 | 03(3732)1131 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役総務部長 針生 貞裕 |
| 【縦覧に供する場所】 | ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、富士通株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年3月17日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項（平成29年3月29日付及び平成29年4月5日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により追加・訂正された事項を含みます。）に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社における独立した第三者委員会の設置

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、平成29年3月29日付で平成29年3月17日付公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更（以下「第1回買付価格変更」といいます。）しました。当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

その後、公開買付者は、平成29年4月5日付で本公開買付届出書の訂正届出書を提出し、再度本公開買付価格を変更（以下「第2回買付価格変更」といいます。）しました。当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年4月5日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、公開買付者は、平成29年3月29日付で平成29年3月17日付公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更（以下「第1回買付価格変更」といいます。）しました。当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

その後、公開買付者は、平成29年4月5日付で本公開買付届出書の訂正届出書を提出し、再度本公開買付価格を変更（以下「第2回買付価格変更」といいます。）しました。当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年4月5日開催の取締役会において決議いたしました。

さらに、公開買付者は、平成29年4月21日付で本公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を変更（以下「本公開買付期間変更」といいます。）するとともに、本公開買付価格の引上げを行わないこととしました。当社は、かかる公開買付者の判断を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年4月21日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

その後、公開買付者は、佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）が平成29年2月3日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）における買付け等の価格を、平成29年3月21日に当社株式1株につき2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見直し等を考慮して本公開買付け価格について再度検討を行った結果、平成29年3月27日に第1回買付価格変更後の本公開買付け価格を当社に通知した上で、平成29年3月29日、本公開買付け価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、佐々木氏が佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月31日に当社株式1株につき3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見直し等を考慮して本公開買付け価格について再度検討を行い、平成29年4月3日に第2回買付価格変更後の本公開買付け価格を当社に通知した上で、平成29年4月5日、本公開買付け価格を4,000円から5,000円に変更することを決定したとのことです。

(訂正後)

(前略)

その後、公開買付者は、佐々木ベジ氏（以下「佐々木氏」といいます。）が平成29年2月3日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「佐々木氏公開買付け」といいます。）における買付け等の価格を、平成29年3月21日に当社株式1株につき2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見直し等を考慮して本公開買付け価格について再度検討を行った結果、平成29年3月27日に第1回買付価格変更後の本公開買付け価格を当社に通知した上で、平成29年3月29日、本公開買付け価格を3,500円から4,000円に変更することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、佐々木氏が佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を、平成29年3月31日に当社株式1株につき3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見直し等を考慮して本公開買付け価格について検討を行い、平成29年4月3日に第2回買付価格変更後の本公開買付け価格を当社に通知した上で、平成29年4月5日、本公開買付け価格を4,000円から5,000円に変更することを決定したとのことです。

さらに、公開買付者は、佐々木氏が平成29年4月12日に佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格を4,500円から5,300円に上げたことを受け、本公開買付け価格の引上げについて検討を行ってきたとのことです。公開買付者は、本公開買付け価格の決定に際しては、当社に対するデューデリジェンス及び第三者算定機関による株式価値算定を行ったうえで適正かつ合理的な範囲で決定することを前提としており、佐々木氏によるこれまでの佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格の引上げの経緯及び公開買付者による当社の完全子会社化後の計画を踏まえると、現状の本公開買付け価格を超える引上げは投資判断として合理的限界を超えるものと判断したとのことです。したがって、公開買付者は、現在の本公開買付け価格である5,000円を超える引上げは行わないとのことです。当社の株主の皆様にご判断をいただくために、公開買付者は、公開買付け期間を平成29年5月10日まで、5営業日（12日間）延長することを決定したとのことです。当社の株主の皆様には、本公開買付けの趣旨をご理解いただき、本公開買付けへご応募いただきますようお願いするとのことです。

佐々木氏公開買付けには、買付予定数の上限（364,700株）がありますので、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合は、あん分比例により買付けられることとなります。その場合、買付予定数の上限を超えた部分の買付け等は行われず、佐々木氏公開買付けに申し込まれた全ての株主の皆様について、一律に買付けられない株式が生じます。買付けられなかった株式については、その後の株式市場における価格の変動リスクが生じることとなるとのことです。

一方で、本公開買付けは、買付予定数の下限（445,924株）はありますが、買付予定数の上限がありません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となり本公開買付けが成立すれば、その後の株価変動には関係なく、公開買付者は本公開買付け価格である5,000円で応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、平成29年3月17日より当社を完全子会社とすることを目的とした公開買付けを開始しました。これは、当社が公開買付者の完全子会社となった場合には、相互にビジネス拡大を進める相乗効果が見込まれ、当社の公開買付者グループに対するビジネス貢献度合いが更に拡大するとの考えによるものであるとのことです。当社とお客様やお取引先様との関係が今後も良好に維持され、お客様が安心して公開買付者の製品、サービスをご利用いただけるよう努めることが公開買付者グループの重要事項と認識しており、この考え方は今後も変更はないとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

(前略)

さらに、当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。その結果、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記当社取締役会においては、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議いたしました。

その後、当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、平成29年4月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

(訂正後)

(前略)

さらに、当社は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いました。その結果、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記当社取締役会においては、当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議いたしました。

その後、当社は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、平成29年4月5日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

また、当社は、本公開買付期間変更を行うこと及び本公開買付価格の引上げを行わないことといった公開買付者の判断を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議・検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、平成29年4月21日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。なお、本公開買付価格である5,000円は、佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格である5,300円を下回るものでありますが、佐々木氏公開買付けは当社の企業価値を毀損するおそれがあると判断していること(詳細は、平成29年4月21日付で提出いたしました佐々木氏公開買付けに係る意見表明報告書の訂正報告書をご参照ください。)、佐々木氏公開買付けには、買付予定数の上限(364,700株)があり、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合には、あん分比例により買付けられ、応募株券等の全てが買付けられることにはならないこと、買付けられなかった株式については、その後の株式市場における価格の変動リスクが生じること、他方、本公開買付けには、買付予定数の上限はなく、応募株券等の総数が買付予定数の下限(445,924株)を超えた場合には、本公開買付価格である5,000円で応募株券等の全部の買付け等を行うことができることから、引き続きそのように判断しております。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社における独立した第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

なお、第三者委員会は、平成29年3月28日に、当社取締役会に対して、第1回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

また、第三者委員会は、平成29年4月4日に、当社取締役会に対して、第2回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年4月4日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

(訂正後)

(前略)

なお、第三者委員会は、平成29年3月28日に、当社取締役会に対して、第1回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

また、第三者委員会は、平成29年4月4日に、当社取締役会に対して、第2回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年4月4日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要は無いものとする内容の意見書を提出しております。

さらに、第三者委員会は、平成29年4月20日に、当社取締役会に対して、以下の(a)ないし(c)のとおり検討及び評価をした結果、本公開買付期間変更を行うこと及び本公開買付価格の引上げを行わないことといった公開買付者の判断を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年4月20日時点において、上記意見の結論に関して特段の変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しております。

(a) 佐々木氏公開買付けに上限が設定されていることで、当社の少数株主が保有する全ての株式について、佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格による買付けが行われない結果となる可能性があり、当該買付けの対象とならない当社少数株主の保有する一部の株式については、佐々木氏公開買付けにおける買付け等の価格の利益を得ることはできない。

(b) 本取引の目的、必要性、背景事情、メリット等は、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境との整合性や将来の競争力強化に向けた現実性の観点から、いずれも合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資すると考えられる（なお、佐々木氏公開買付けの提案する施策は、顧客のニーズに合わせた高付加価値のサービス提供という当社の事業価値の本源に鑑みた場合には効果的な施策であるとは考えられないこと、佐々木氏公開買付けの結果としてシナジーが見込めないこと等から、疑問が残ると言わざるを得ず、本取引と比較して検討した場合、相対的に本取引の目的がより合理性を有し、当社の企業価値向上により資するものと考えられる。）。

(c) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限の設定が無い一方で、下限として所定の株式数が設定されているところ、これらは公開買付者において当社の完全子会社化を目指すための公開買付けの条件として合理的と言える。

当社における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

(前略)

その後、当社は、平成29年3月29日及び平成29年4月5日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。また、当該各取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べております。

(訂正後)

(前略)

その後、当社は、平成29年3月29日、平成29年4月5日及び平成29年4月21日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しております。また、当該各取締役会には、当社の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べております。

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

以上